

仕様書

1 業務名

総合型ハイパフォーマンススポーツセンター誘致に向けたアスリートの札幌近郊練習環境調査等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 業務目的

総合型ハイパフォーマンススポーツセンターの札幌市への誘致に向けて、アスリートの札幌近郊における練習環境を把握するための調査を行うとともに、令和6年度に実施した道内冬季競技関係者に対するアンケート調査結果等を踏まえ、「総合型ハイパフォーマンススポーツセンター構想（案）（以下、「構想案」という。）」に係る追加資料の作成支援を行う。

4 業務内容

本業務は、アスリートの札幌近郊における練習環境を把握するための調査を行うとともに、構想案に係る追加資料の作成支援を行うものであり、具体的には以下の（1）から（2）までの業務を行うこと。また、構想案に係る追加資料の作成支援については、令和6年度の本市での調査結果（以下、「本市調査資料」という。）内容を踏まえ、実施すること。なお、本市調査資料については、契約締結後、速やかに本市が受託者へ提供する。

※参考：本市調査資料

総合型ハイパフォーマンススポーツセンターの札幌市への誘致に向けて、必要な機能・設備等、誘致する施設のあり方を再検討することを目的として、北海道のトップアスリート、競技指導者及びスポーツ医・科学知見者（回答者合計約200名）に対し、現在のトレーニング環境の課題や、北海道・札幌市に誘致する総合型ハイパフォーマンススポーツセンターに必要な機能・設備等について、アンケート調査を実施したもの。

(1) アスリートの札幌近郊練習環境調査

以下のとおり、構想案で想定する施設・設備、医・科学サービス（別紙）の内容と、アスリートの札幌近郊におけるトレーニング・サポート環境とを比較する調査を行うこと。

ア 構想案で想定する施設・設備、医・科学サービス（別紙）について、さっぽろ連携中枢都市圏※における同等・代替機能の該当有無を調査するとともに、当該調査結果と本市が別途行うアスリートへの同調査を踏まえ、札幌近郊の該当施設・設備の一覧を作成すること。

※札幌市と近隣11市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）

- イ 上記アで作成した一覧をもとに、別紙の施設・設備・サービスごとに、それぞれ3か所程度（該当ない場合は不要）を選定し、当該施設・設備の概要（利用可能な人数・競技・レベル、専任または紐づけの医・科学専門家の有無、アスリートの利用状況、調査内容の公表可否等、10項目程度）について、現地または書面・メール・電話・オンライン等によるヒアリング調査を行うこと。
なお、調査を実施するにあたり必要となる調査先・内容項目の検討及び委託者との協議を密に実施すること。
- ウ 上記調査内容について、報告書を作成し、本市に提出すること。

(2) 構想案に係る追加資料の作成支援

本市調査資料を踏まえ、構想案の追加資料として、以下の内容を記載した資料（A4・5枚程度）を作成すること。本文中にはイラスト等を適宜使用するなど、読みやすい印象を与えるデザインとなるよう心がけること。なお、本市の取組については、契約締結後、速やかに本市が受託者へ提供する。

- ア 総合型ハイパフォーマンススポーツセンター誘致に係る本市の取組状況
(本市調査資料を踏まえて作成すること)
- イ 総合型ハイパフォーマンススポーツセンター誘致に向けた当面の取組

5 提出書類

(1) 着手時

契約締結後速やかに業務に着手するため、担当職員との打合せを行うこと。その際に、受託者は業務計画書を発注者に提示し、了承を得ること。業務計画書については、業務概要、業務日程表、打合せ計画、業務責任者、その他必要事項等について記載することとする。

(2) 完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品
 - (ア) 報告書及び構想案追加資料に係る電子データー式（PDF形式並びにWord形式（文章）及びExcel形式（表、グラフ、図等））
 - (イ) その他必要に応じて指示するもの

6 著作権

本業務の履行における作成物の所有権は、すべて札幌市のものとする。また、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡する。

7 個人情報の保護

- (1) 本業務を行うにあたり、取得、保有した個人情報については、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に定めるところにより、適正に取り扱わなければならない。
- (2) 前項の個人情報について、札幌市個人情報保護条例の規定に基づき、札幌市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、札幌市から開示、訂正または利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

8 環境への配慮について

本業務の履行においては、作業全般にわたって、節電、再生紙の積極的な利用、作業成果物の磁気化による紙の節約など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては極力節約に努め、ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、出来るだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

9 その他

- (1) 本業務の履行に際しては、札幌市と十分な協議を行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、札幌市と受託者が協議の上、決定するものとする。

10 関連資料等

- (1) 総合型ハイパフォーマンススポーツセンター構想（案）【概要版】（令和4年度作成）
<https://www.city.sapporo.jp/sports/olympic/documents/04kyougidantairenraukukaigihpsc.pdf>
- (2) 冬季版総合ナショナルトレーニングセンター構想（案）【本編】（平成28年度作成）
<https://www.city.sapporo.jp/sports/olympic/documents/17012306tokibansogontckosoan.pdf>

なお、本編と概要版の作成時点が異なり、概要版は一部内容更新されているため留意すること。

11 担当

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階
札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課
電話 011-211-3042 FAX 011-211-3048